



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
・ 知事管理漁獲可能量の変更	漁 業 振 興 課

告 示

長崎県告示第790号の2

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、長崎県知事管理漁獲可能量（令和4年長崎県告示第432号）の一部を次のとおり変更し、令和4年12月19日から適用する。なお、同項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和4年12月19日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項 令和4年7月1日から令和5年6月30日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。 【まさば及びごまさば】 <u>20,900トン</u>	1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項 令和4年7月1日から令和5年6月30日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。 【まさば及びごまさば】 <u>18,100トン</u>
2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項 令和4年7月1日から令和5年6月30日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。 【まさば及びごまさば】 長崎県まさば及びごまさば中型まき網漁業 <u>19,500トン</u> 長崎県まさば及びごまさばその他漁業 <u>現行水準</u>	2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項 令和4年7月1日から令和5年6月30日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。 【まさば及びごまさば】 長崎県まさば及びごまさば中型まき網漁業 <u>17,700トン</u> 長崎県まさば及びごまさばその他漁業 <u>現行水準</u>

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一
直通(八九五)二二四

印刷所
印刷人
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
岩永泰明
岩永印刷所